

平成 28 年 5 月 29 日版団地管理規約集正誤表 貼付用文書

① 16 頁：規約本文 第 49 条第 2 項

2 団地総会の議事は、出席組合員が区分所有する戸数の過半数で決する。

② 17 頁：規約本文 第 49 条第 9 項

9 第 3 項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

③ 35 頁：規約別表 3 土地説明分

| | | | |
|-----|---------|-------|----------------------|
| 土 地 | 区分所有者全員 | 敷地権割合 | 土地は、別表 1 に掲げるところによる。 |
|-----|---------|-------|----------------------|

④ 71 頁：役員選挙③足第 4 条第 1 項

選挙は選挙管理委員会がこれにあたる。

⑤ 83 頁：ウェルシー委員会細則第 1 条第 1 項

この細則は、団地管理組規約（以下「規約」という）第 57 条に基づいて設置する「ウェルシー委員会」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

⑥ 87 頁：非営利団体活用に関する細則最 1 条

本細則は、団地管理組規約（以下「規約」という）第 34 条に基づき、管理組合がその業務の一部を外部の非営利団体に委任する場合に、委任先団体が満たすべき必要条件を明示することによって、管理組合業務の遂行における諸問題を事前に回避することを目的として制定する。